

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数 が利用定員 を超える場合	管理・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	7時間以上9時 間未満の認知 症対応型通 所介護を行 う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通 所介護を行う 場合	事業所が遠 隔を行わない 場合	
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (I)	(1) 認知症対応型 通所介護費(I)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (564 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
			要介護2 (620 単位)												
			要介護3 (678 単位)												
			要介護4 (735 単位)												
			要介護5 (792 単位)												
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (865 単位)												
			要介護2 (958 単位)												
			要介護3 (1,050 単位)												
			要介護4 (1,143 単位)												
			要介護5 (1,236 単位)												
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (985 単位)												
			要介護2 (1,092 単位)												
			要介護3 (1,199 単位)												
			要介護4 (1,307 単位)												
			要介護5 (1,414 単位)												
	(2) 認知症対応型 通所介護費(II)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (510 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
			要介護2 (561 単位)												
			要介護3 (612 単位)												
			要介護4 (663 単位)												
			要介護5 (714 単位)												
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (778 単位)												
			要介護2 (861 単位)												
			要介護3 (944 単位)												
			要介護4 (1,026 単位)												
			要介護5 (1,109 単位)												
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (885 単位)												
			要介護2 (980 単位)												
			要介護3 (1,076 単位)												
			要介護4 (1,172 単位)												
			要介護5 (1,267 単位)												
ロ 認知症 対応型 通所 介護費 (II)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (270 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位	
		要介護2 (280 単位)													
		要介護3 (289 単位)													
		要介護4 (299 単位)													
		要介護5 (309 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (439 単位)													
		要介護2 (454 単位)													
		要介護3 (470 単位)													
		要介護4 (486 単位)													
		要介護5 (502 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)													
		要介護2 (524 単位)													
		要介護3 (542 単位)													
		要介護4 (560 単位)													
		要介護5 (579 単位)													
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき 10単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき 6単位を加算)														
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×104/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×76/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×42/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)														

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目